

東京消防庁 消防相互応援協定 埼玉西部消防組合

協定締結日 平成25年4月1日

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、東京消防庁（以下「甲」という。）と埼玉西部消防組合（以下「乙」という。）との消防の相互の応援は、この協定の定めるところによる。

（目的）

第1条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（相互応援の方法）

第2条 相互応援の方法は、次の各号に掲げる応援の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。

（1）普通応援

ア 別表第1に定める区域内に発生した災害に係る出場は、次によるものとする。

⑦ 火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

⑧ 東大和市及び武蔵村山市と所沢市の境界からおおむね100メートル以内に発生した救急事故については、覚知した側から1隊出場するものとする。

イ 別表第2に定める区域内に発生した災害を受報又は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

（2）特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災、集団災害等が発生し、応援を必要とする場合は、前号の規定にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

（応援出場隊が従う指揮者）

第3条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者（以下「指揮者」という。）の指揮に従うものとする。

（消防行動の報告）

第4条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに指揮者に報告するものとする。

（経費負担）

第5条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

（雑則）

第6条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定の運用について、疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成 25 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

平成 25 年 4 月 1 日

東京消防庁

消防総監 北 村 吉 男

埼玉西部消防組合

管 理 者 藤 本 正 人

別表第 1

普 通 応 援 出 場 区 域

東京消防庁側の応援区域	埼玉西部消防組合側の応援区域
所沢市のうち 西新井町 旭町 御幸町 東町 宮本町一丁目 日吉町 東住吉 西住吉 南住吉 寿町 元町 金山町 星の宮一丁目 星の宮二丁目 西所沢一丁目 西所沢二丁目 有楽町 くすのき台一丁目 くすのき台二丁目 くすのき台三丁目 大字上安松 大字下安松 東所沢和田一丁目 東所沢和田二丁目 大字北秋津 大字久米 大字荒幡 松が丘一丁目 松が丘二丁目 大字本郷 大字城 大字坂之下 東所沢一丁目 東所沢三丁目 東所沢四丁目 東所沢五丁目 所沢市と東大和市及び武蔵村山市との境界からおおむね 100 メートルの範囲内 入間市のうち 大字木蓮寺 大字南峯 大字寺竹のうち 字東桂 字表山南一号 字表山南二号 二本木地区（大字狭山台及び字宮野原を除く。） 宮寺地区のうち 字清水（大字二本木飛地） 字神明腰 字坊 字田端 字宮西 字狭山際 字狭山下 飯能市のうち 大字岩淵 大字下畑 大字上畑 大字下直竹 大字苧生 大字上直竹下分 大字上直竹上分 大字赤沢の一部（都県境よりおおむね 500 メートルの範囲内） 大字下名栗字小沢	清瀬市のうち 野塩一丁目 野塩二丁目 野塩三丁目 野塩四丁目 野塩五丁目 中里一丁目 中里二丁目 中里三丁目 中里四丁目 中里五丁目 中里六丁目 下宿一丁目 下宿二丁目 下宿三丁目 上清戸二丁目 中清戸二丁目 中清戸四丁目 下清戸二丁目 下清戸四丁目 下清戸五丁目 旭が丘一丁目 旭が丘二丁目 旭が丘三丁目 旭が丘四丁目 旭が丘五丁目 旭が丘六丁目 東村山市のうち 秋津町一丁目 秋津町二丁目 秋津町三丁目 秋津町四丁目 秋津町五丁目 久米川町一丁目 久米川町二丁目 久米川町三丁目 久米川町四丁目 久米川町五丁目 本町一丁目 本町二丁目 諏訪町一丁目 諏訪町二丁目 諏訪町三丁目 野口町一丁目 野口町二丁目 野口町三丁目 野口町四丁目 多摩湖町一丁目 多摩湖町二丁目 多摩湖町三丁目 多摩湖町四丁目 東大和市及び武蔵村山市のうち 東大和市及び武蔵村山市と所沢市との境界からおおむね 100 メートルの範囲内 瑞穂町のうち 大字二本木 大字富士山栗原新田 1 番地から 199 番地まで 大字駒形富士山 1 番地から 199 番地まで 大字箱根ヶ崎のうち都道所沢青梅線以北

	青梅市のうち 今井一丁目 今井二丁目 今井三丁目 今井四丁目 今井五丁目 新町六丁目 富岡一丁目 富岡二丁目 成木一丁目 成木二丁目 成木三丁目 成木四丁目 成木五丁目 成木六丁目 成木七丁目
--	--

別表第 2

自動車専用道路における普通応援出場区域

東京消防庁側の応援区域	埼玉西部消防組合側の応援区域
首都圏中央連絡自動車道外回り線のうち 青梅インターチェンジから入間インターチェンジまでの間の埼玉西部消防組合の管轄区域 関越自動車道下り線のうち 練馬インターチェンジから所沢インターチェンジまでの間の埼玉西部消防組合の管轄区域	首都圏中央連絡自動車道内回り線のうち 入間インターチェンジから青梅インターチェンジまでの間の東京消防庁の管轄区域